

県南広域振興局長告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年7月28日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社みどり薬局	奥州市水沢区字柳町16番地 2	訪問看護ステーション みどり	奥州市水沢区天文台通り4 番20号	平成21年7月 3日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人室根孝養 会	一関市室根町折壁字八幡沖 119番地	高沢の家デイサービス センター	一関市室根町矢越字高沢42 番地	平成21年7月 3日

3 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社みどり薬局	奥州市水沢区字柳町16番地 2	訪問看護ステーション みどり	奥州市水沢区天文台通り4 番20号	平成21年7月 3日

4 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人全人会	奥州市水沢区佐倉河十日市 85番地	デイサービスセンター 水沢・フィラン	奥州市水沢区佐倉河十日市 85番地	平成21年6月 22日
社会福祉法人室根孝養 会	一関市室根町折壁字八幡沖 119番地	高沢の家デイサービス センター	一関市室根町矢越字高沢42 番地	平成21年7月 3日